

回 答 書

前略、平成18年4月27日付申込書を拝受いたしました。当社としては、貴法人の申入れに対し、以下のとおりご回答させていただきます。

1、 第10条（早期葬祭施行付加金）について

ダイヤモンドサポート規約第10条についてですが、当社の通常利用者との不公平を防ぐために、挙式直前の駆け込み的入会者を防ぐために規定したものです。その後、かかる入会者は少なく、ダイヤモンドサポート規約は平成17年10月の時点で募集を止め、11月以降は早期施行付加金を一割以下と規定を見直したプラチナサポート契約の募集をしております。

2、 第16条（契約の解除）について

消費者契約法違反という申入れを踏まえた対応を検討することに致しました。

株式会社 セレマサービス

代表取締役 永田正明